

## 「ずし男女共同参画プラン 2022（案）」に対するパブリックコメントの結果

### ■ パブリックコメントの実施概要

◎実施期間：平成28年1月20日～平成28年2月19日

◎意見提出者：2名

◎延べ意見数：10件

### ■ 意見内容の概要

#### ○意見区分ごとの件数

意見区分	件数
1 計画全体について(施策全体に関わる事項 等)	0
2 第1章 プランの策定にあたって	4
3 「基本目標Ⅰ 性に関する人権尊重の意識づくりとあらゆる暴力の根絶」について	2
4 「基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進」について	0
5 「基本目標Ⅲ 暮らしの中の男女共同参画と女性の経済的自立支援」について	0
6 「基本目標Ⅳ 推進体制の強化」について	0
7 第4章 プランの推進体制と進捗管理について	3
8 その他	1
合計	10

#### ○市の考え方の概要

意見区分	件数
○ 計画の内容に意見を反映する必要があると判断し、素案を修正したもの	8
□ 意見の趣旨や考え方が既に素案に入っており、修正を要しないと判断したもの	0
△ 計画の内容に意見は反映させないが、計画や事業の推進の際に参考とするもの	2
■ 意見を反映させず、素案通りにしたもの	0
▲ 実施計画の対象外であるので、参考意見とするもの	0
◇ 賛同いただいたもの	0
合計	10

### ■ 個別意見の内容

(順不同)

No	関係する項目又は事業	該当ページ	意見の概要	対応区分	市の回答
1	第1章 プランの策定にあたって	P5	・5行目：「女性の再就職」は「女性が再就職しようとしても」にするべきではないだろうか。	○	ご意見のとおり修正しました。
2	2 プランの策定の背景	P5	・13行目：「職業生活と家庭生活の調和は、「仕事と家庭の両立」を実現させるための最重要課題です。」は、同意反復と思われる。	○	仕事と家庭の両立を実現させるためには、職業生活と家庭生活を調和させることが最重要課題です。

No	関係する項目又は事業		該当ページ	意見の概要	対応区分	市の回答
3	第1章 プランの策定にあたって	【男女共同参画に関する施策の国内外の主な動き】	P7	・「女性活躍推進法」策定は公布または成立ではないか。	○	ご指摘について、「制定」と修正しました。
4	2 プランの策定の背景	(コラム)	P7	・3行目:「積極的に活動をしました。」は、「活動しました。」に変えるべきではないか。	○	ご意見のとおり修正をしました。
5	基本目標Ⅰ 性に関する人権尊重の意識づくりとあらゆる暴力の根絶	—	—	・社会教育に係る事項で教育の内容は勿論、重要ですが、年齢に応じた教育方法が重要であります。従って、社会教育の事項で、教育方法の訓練指導の項目を加えることが望まれる。	△	男女平等意識の認識について若年層からの教育が重要な施策として位置付けています。年齢に応じた教育については、参考意見といたします。
6	1 人権尊重の意識づくり	(1) 男女平等意識の啓発 No.2 ②性的少数者に対する理解を深めるための啓発活動の推進	P21	・下から4行目:「性の多様性を理解し、性的指向により」は性自認も加え、「性自認や性的指向により」に改めるべきではないか。	○	ご意見のとおり修正をしました。
7	第4章 プランの推進体制と進捗管理	—	P53	・基本目標の数字ⅠⅡⅢⅣの向きを直す。	○	ご指摘の修正をしました。
8	4 計画の推進と評価	【基本目標Ⅱ】あらゆる分野への男女共同参画の促進 取り組み:意思決定の場への参画促進	P55	・4行目:政策・「方針決定の場への女性の参加」ではなく「参画」ではないか。	○	ご意見のとおり修正をしました。
9			P55	・5行目:「担当課との事前に協議」ではなく「担当課と事前に協議」ではないか。	○	ご意見のとおり修正をしました。
10	その他		—	・防災に係ることについては記されていますが、人の生命(ケガ、病気等)にかかること、すなわち救急、救命に係ることについては、このプラン(素案)には無いので、これをプランに加えること。	△	救急、救命等の緊急時の対応として、男女共同参画の視点から市における問題や課題の把握に努め、必要性に応じ検討します。